

会 長	局 長	次 長	係 長	係

令和 6 年 9 月 2 6 日

奄美市農業委員会

第 9 回定例総会議事録

署名委員 土浜 良二

署名委員 栄 和正

奄美市農業委員会第9回定例総会議事録

1. 招集日時 令和6年9月26日(木) 午後3時～

2. 招集場所 奄美市役所 5階大会議室

3. 出席委員

番号	氏名	番号	氏名
1	濱手 薫		
2	泉 義昭	10	土浜 良二
3	日高 千夏	11	栄 和正
4	榮 清安	12	山田 正修
5	朝 郁夫	13	田中 幹雄
6	西 盛満	14	柿園 三十昭
7	里 義文	15	大瀬 昭信
8	野崎 清志	16	中棚 昭三十

4. 欠席委員 1名

9番 岸田 国広

5. 議事に参与した者

事務局長兼住用分室長

池 秀 平

事務局次長 勝 裕 美

笠利支所主幹兼分室長

中村 幸信

笠利支所主幹 竹山 和幸

名瀬支所主査

別府真砂海

住用会計任用職員 朝井 光徳

6. 報告事項

地域別研修会について

意思確認アンケートについて

7. 議事日程

(1) 会議録署名委員の指名について

(2) 会期の決定について

(3) 議案について

8. 傍聴人

宇検村農業委員会

事務局 3名

農業委員 6名

推進員 2名

- 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第52号 非農地の認定について
- 議案第53号 奄美市農業振興整備計画変更申請に伴う意見書の提出について（軽微な変更・除外）
- 議案第54号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の合意解約の決定について
- 議案第55号 奄美市農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
- 議案第56号 奄美市農用地利用集積計画（中間管理機構）の決定について

議長

(榮 会長代理)

ただいまの出席委員は15人、欠席者は1人で総会は成立いたしました。

これから、令和6年第9回定例総会を開会いたします。

それでは、議事日程に入ります。

《日程第1》

会議録署名委員の指名を行います。

本総会の会議録署名委員には、10番 土浜 委員と11番 榮 委員 のお二人を指名いたします。

《日程第2》

会期の決定を議題といたします。

本日の総会は日程通知のとおり、議案第51号から議案第56号の6件を予定しております。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の日程は本日1日と決定いたしました。

本日の議案日程はあらかじめお配りしてありますとおりを予定としております。

これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

それでは直ちに議案等の審議に入りたいと思います。

《 日程第 3 》

議案第 5 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、No. 3 1～No. 3 5 についてを議題といたします。

まず、はじめに奄美市農業委員会会議規則第 1 2 条 3 項において会長及び会長代理がともに事故あるとき又は欠けたときは、最年長の出席委員がその職務を代行する。

ということにより、No. 3 1 の譲渡人、土地について私からの報告がありますので議長を交代いたします。

(濱手委員 交代)

議長

(濱手 委員)

奄美市農業委員会会議規則により議長を交代しました濱手です。

よろしくお願ひいたします。

それでは事務局から No. 3 1 について説明を求めます

(池 局長)

事務局

議案第 5 1 号の 3 条許可申請について

1 ページをお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は贈与が 3 件、売買が 2 件、の申請でございます。

2 ページをお開き下さい。

NO. 3 1 は、譲渡人が所有する奄美市住用町大字山間字田原の 2 筆の申請です。

農地区分は第 2 種農地であります。

譲渡人の 2 筆の農地の面積は 1, 7 0 5 m²で贈与による申請となります。

農地取得後は、タンカンを栽培する予定であります。

また、1 2 ページには営農計画書も提出されております。

(濱手 委員)

議長

続いて No. 3 1 について担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願ひいたします。

1 4 番	<p>(柿園 委員) 譲受人の説明</p> <p>No. 3 1 の譲受人に 9 月 2 3 日月曜日、午後 5 時 4 0 分に電話にてお話しを伺うことができました。</p> <p>この土地は譲渡人（譲受人の父）からの贈与で所在地、面積は記載通りで取得後はタンカンを植栽するとのことでした。</p> <p>以上でございます。</p>
4 番	<p>(榮 委員) 譲渡人の説明</p> <p>農地法第 3 条の規定による No. 3 1 の案件について調査報告を行います。</p> <p>9 月 2 5 日午前 1 1 時譲渡人の自宅にて申請内容の確認を行いました。</p> <p>親子間における農地の贈与であり申請書に記載された農地の所在、地番面積等、相違ない事を確認いたしました。</p>
4 番	<p>(榮 委員) 土地の説明</p> <p>次いで農地の現状報告を行います。同日午前 1 0 時調査をいたしました。</p> <p>役勝川沿いの農地であり営農計画書に記載されたとおり 7 0 本程のタンカンが植栽され、イノシシ被害を防ぐ防護柵も設置されておりました。</p> <p>尚、農地法第 3 条の調査書につきましては、第 2 項第 1 号、同項第 4 号同項第 6 号につきましては別紙の通りですので報告致します。</p>
議長	<p>(濱手 委員)</p> <p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
1 3 番	<p>(田中 委員)</p> <p>譲受人の職業欄が農業となっておりますが、所有地も借入地もなしとなっておりますが職業は今から、するという事なのでしょうか</p>

事務局	<p>(勝 次長)</p> <p>譲受人の職業は農業なのかという事ですけど、譲受人は奄美市議会議員をしておりますして書類を提出された際に職業は議員でないかと確認をしたところ議会事務局によりますと議員は職業ではないということでしたので職業は農業と記入したところです。</p>
2 番	<p>(泉 委員)</p> <p>譲受人は農地を持ってないのに職業は農業という事でしょうか</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>譲渡人と譲受人との関係は親子関係であり一緒に農業をこれから行うということでもあります。</p>
4 番	<p>(榮 委員)</p> <p>この件につきましては以前、農地の下限面積の条件があり取り下げられた経緯があります。 今回は下限面積が撤廃されたことにより申請に至りました。</p>
議長	<p>(濱手 委員)</p> <p>質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 全員賛成であります。</p> <p>No. 3 1 については審議の結果これを承認することに決定いたしました。</p> <p>No. 3 1 の議事進行につきまして、ご協力ありがとうございました。</p> <p>再度議長を会長代理と交代いたします。</p>
議長	<p>(榮 会長代理)</p> <p>それでは再度進行させていただきます。</p>

事務局からNo. 3 2～No. 3 5について説明を求めます

事務局

(池 局長)

続きましてNo. 3 2です

1 3 ページをお開き下さい。

NO. 3 2は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字平字アカレ原の1筆の申請です。

農地区分は第2種農地であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は174㎡で贈与による申請となります。

農地取得後は、野菜を栽培する予定であります。

また、23ページには営農計画書も提出されております。

24ページをお開き下さい。

NO. 3 3は、譲渡人が所有する奄美市笠利町大字外金久字船倉の1筆の申請です。

農地区分は第2種であります。

譲渡人の1筆の農地の面積は62㎡で贈与による申請となります。

また、農地取得後は、野菜を栽培する予定です。

本来なら集落に接続する土地で県道沿いであるため非農地願いが適当だと思いますが譲受人の強い思いと要望により今後の人生の楽しみの一つである家庭菜園がしたいという要望から今回3条申請となった次第であります。

32ページをお開き下さい。

まずは、許可申請書の訂正をお願いいたします。

32ページの下段の土地の所在の単価、賃料等の額について10a当たりの額の訂正であります。850㎡の10a額については823,529円で、その下の178㎡の10a額については1,685,393円で訂正お願いいたします。

よって、33ページの合計面積の10aあたりは972,762円となります。

改めてNo. 3 4の説明を致します。

No. 3 4は、令和6年8月総会にて取下届書が提出された申請書であります。

再度の申請という事になりました。

申請農地につきましては、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字西仲勝の2筆の申請です。

農地区分は第1種であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は1,028㎡による申請となります。

また、農地取得後は、パッションフルーツを栽培する予定です。

最後にNo. 3 5です。

43ページをお開き下さい。

No. 3 5は、譲渡人が所有する奄美市名瀬大字浦上字皿人形の2筆の申請です。

農地区分は1288番93については第1種農地で1288番97は第2種であります。

譲渡人の2筆の農地の面積は7,052㎡で売買による申請となります。

また、農地取得後は、タンカン・津之輝を栽培する予定で、54ページには営農計画書も提出されております。

尚、譲受人につきましては農地所有適格法人の要件を満たしていることから今回の農地取得となった次第であります。

農地所有適格法人の要件につきましては農業委員会業務必携の80ページに記載されておりますので参照してください。

以上5件でございます。

議長

(榮 会長代理)

続いてNo. 3 2から順次、担当調査委員による譲受人、譲渡人、土地について調査報告お願いいたします。

まずは、No. 3 2からお願いいたします。

1 3 番	<p>(田中 委員) 譲受人・譲渡人の説明</p> <p>議案5 1号農地法第3条の規定による許可申請No.3 2の譲受人と譲渡人について調査報告します。</p> <p>9月24日午後2時、譲受人の自宅で話を聞くことができました。</p> <p>譲渡人ですが認知症もあり、まともに話が出来ない状態とのことで、譲受人の姉も同席で話しを聞くことができました。</p> <p>土地の所在等書類の記載内容に間違いのないことでした。</p> <p>土地は現在、従兄妹が耕作しており従弟に教えてもらいながら姉妹で耕作を続けていきたいとのことでした。</p> <p>面積から考えても十分農作業を続けることができると思います。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
1 0 番	<p>(土浜 委員) 土地の説明</p> <p>農地法3条の規定によるNo.3 2について調査報告を致します。</p> <p>9月20日午前10時40分、笠利支所事務局の竹山さん、推進員の前田さんと一緒に現地確認を致しました。</p> <p>申請地は現在バナナやパパイヤが栽培されていました。別に問題ないと思います。</p> <p>農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、同項第4号同項第6号につきましては別紙の通りですので報告致します。</p>
議長	<p>(柴 会長代理)</p> <p>次にNo.3 3をお願いします。</p>
1 6 番	<p>(中棚 委員) 譲受人の説明</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>No.3 3の権利の設定所有権移転贈与の件で譲受人、譲渡人と畑の報告を致します。</p> <p>9月13日午後3時に現地の畑にて笠利事務局の竹山さん、推進員の丸田さん私と譲受人夫婦と譲渡人夫婦の立ち合いのもと書類と畑の確認をしました。</p> <p>譲受人は現役でキビとカボチャ農家であります。農機具も個人所有であります。今回、申請地の畑には自家用のニラ、ネギを植えるそうです。</p> <p>譲受人は生産農家でありますので問題ないと思います。</p>
1 6 番	<p>(中棚 委員) 譲渡人の説明</p> <p>譲渡人に書類の確認し、今回は贈与で間違いはないですかと確認したら贈与で間違いはないですとのことでした。</p>

<p>議長</p>	<p>奄美市名瀬大字西仲勝字増里について同日に調査しました。 畑はススキが生い茂り手入れされていない状態でしたが草刈りで再生可能な圃場でありました。 利用上は問題ないと思います。</p> <p>農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、同項第4号同項第6号につきましては別紙の通りですので報告致します 皆様のご審議をお願いいたします。</p> <p>(榮 会長代理)</p> <p>最後にNo.35 お願いします。</p>
<p>1 2 番</p>	<p>(山田 委員) 譲受人の説明</p> <p>農地法第3条の規定によるNo.35 についての調査報告を致します。 譲受人に9月21日午後6時20分に電話にて聞き取りを致しました。 譲受人は先程、事務局から説明がありましたように、奄美市の農業研修生であり、55ページに岸田会長宛てで農地所有適格法人要件届出書も提出されています。 土地の所在、面積、金額、権利の移転時期等その他記載内容に間違いありませんとのことでした。 54ページに営農計画書、55ページから農地所有適格法人届出書の必要書類も添付されています。 以上、報告致します。 ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(田中 委員) 譲渡人の説明</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請No.35の譲渡人について調査報告致します。 譲渡人ですが9月19日、午後8時頃に譲渡人と電話でお話しを聞くことができました。 土地の所在、対価等書類の記載内容に間違いのないとの事でした。 6、7年前ほど前から農業から離れており、今後農業を続ける意思もない事から今回譲渡の話になりました。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>(田中 委員) 土地の説明</p> <p>土地について報告致します。 9月19日午後3時、現地を確認しました。 資料の地図が解りづらいので、モニターをご覧ください。 土地はタイヨー浦上店を空港方面に通り過ぎ、本茶トンネル手前を左に上が</p>

っていった山になります。
この土地の隣は私の畑がある為、何年も見てまいりましたが現在は辛うじてタンカンの木がある程度で雑木も生えており、もう少し放っておくと森になってしまいそうな畑です。
防風林が綺麗に配置されており、今手を入れれば労力も少なく畑に戻せるような状況です。

農地法第3条の調査書につきましては、第2項第1号、同項第4号同項第6号につきましては別紙の通りですので報告致します
皆さんのご審議をお願いいたします。

(榮 会長代理)

議長

それでは、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(朝 委員)

5 番

No.32について先程、譲渡人に認知が入って確認できなかったということですが認知症についての確認でできない場合の農業委員会の対応はどこまで行うのでしょうか。
私の知り合いで財産の贈与関係で兄弟間でいざこざがあったのでどこまで調査すればいいのか教えてください。

(榮 会長代理)

議長

調査報告では同席されていた方がいらしゃるということでしたよね。
もう一度お願いできますでしょうか

(田中 委員)

1 3 番

兄弟が何人いるかは確認していませんが譲渡人と譲受人は親子で譲受人の姉と一緒に同席されて姉は同じ住宅にすんでおられるとのことです。
お兄さんはひとりおられて、兵庫県にいるそうで兄弟間での同意はされているそうです。

(榮 会長代理)

議長

お姉さんが成年後見人としているのですか

事務局	<p>(勝 次長)</p> <p>成年後見人としては聞いていませんが申請書を受けた際に譲渡人が高齢で介護のサービスを受けることを必要とされる際に本人名義の財産があったら不利になるということで娘さんの名義に土地を代えたいという要望があって家族間で話し合いはされたということは聞いております。今、現在畑を使っている方は従弟の方で、せっかくだから従弟が使っているのなら従弟に譲ったほうがいいのではないかと提案しましたところしかしながら、この土地は先祖代々からの土地なので子供達に受け継ぎたいという要望と一緒に畑仕事をやりますと伺っております。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>追加の補足説明ですが、申請書については親と兄弟間で同意しているということなので申請書を提出したところです。本来ならば、成年後見人、弁護士等において裁判所で審判されて書類等が添付されるわけなんですけど、そのような書類が無いということで判断いたしましたところです。</p>
3 番	<p>(日高 委員)</p> <p>今後もうこういうケースがあると思うのですが農地法 3 条においてなにか添付しなきゃいけないとかあるのでしょうか</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>農地法 3 条による成年後見人提出以外の添付書類はありません。提出した書類に関して、それで審査し精査していますので書類上問題ありません。</p>
1 1 番	<p>(栄 委員)</p> <p>局長から話しを伺ったかぎりでは、朝委員がおしゃったように後で、ややこしい問題がでてくるのではないかと疑念がありますので、今回は待っていただき次回、兄弟の同意書を添付してもらってほうがいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>今回はこの件に関しましては鹿児島県、鹿児島県農業会議に問い合わせたいと思いますのでご理解の程、よろしくお願いいたします。</p>

2 番	<p>(泉 委員)</p> <p>私の方から確認ですが、成年後見人はあくまでもその方に任せるということなんですが、ただ本人が家族に対して話しがついていますというのは、どうにもならないので同意書をもらえたら、今後のトラブルが発生した場合、事務局で責任をもって対応することがよいのではないのでしょうか</p>
事務局	<p>(池 局長)</p> <p>了解しました。鹿児島県、鹿児島県農業会議と協議いたします。</p>
事務局	<p>(榮 会長代理)</p> <p>この案件につきまして採決を取りたいと思います。 同意書を添付して来月提出したほうが賛成と思う方、挙手ををとります 賛成多数のため保留といたします。</p>
事務局	<p>(榮 会長代理)</p> <p>他に質問はありませんか</p>
1 1 番	<p>(栄 委員)</p> <p>No.34について譲受人が2月にもこのような申請があつて高額で畑を購入していますが、今回もまた高額な金額で購入していますが、2月に購入した畑についてはその後耕作して準備していますという事なんですけど本当にその畑が草刈りして準備しているのか確認しなければ、ただ単に不動産の取得というだけの問題しかないのではと思いますが、この人が不動産会社の社長なので聞いているところですが、2月に許可した畑の現状について教えてください。</p>
3 番	<p>(日高 委員)</p> <p>崎原につきましては、そのままです。小湊につきましても手入れしていない状態でしたので本人に指導しました。 最近、本人が小湊付近で重機を運転していたのを見かけたため、やる気はあると判断しました。 また、ここは農振地域のため、勝手な転用とかは出来ませんので、その縛りも考えて、この場所も目立つ場所なんで。あまりにも酷い事をしていたら指導いたします。</p>

以前、購入した畑につきましては、そのままです。

(山田 委員)

1 2 番

小湊の土地については重機を入れて綺麗に伐採して農地として使えるように予定はしているんだけど雨が続いて台風が2回もきて延期となって天気が安定したら、重機を入れて行くと返事はもらっています。

(榮 会長代理)

議長

No. 3 4 について質疑はありませんか。No. 3 4 については農振地域ですので農地転用に関しましては難解な場所でもあるため、それはご了承下さい。

それでは、続いてNo. 3 5 について何か質疑はございませんか

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

それではNo. 3 2 を除いてNo. 3 3、3 4、3 5 の件につきまして承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第5 1 号 農地法第3条の規定による許可申請、No. 3 3～No. 3 5 について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

《日程第4》

議案第52号 非農地の認定についてNo.24～No.25を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第52号 非農地証明願いについて

60ページをお開き下さい。

今回の申請の内訳は名瀬地区1件、笠利地区1件の申請です。

61ページをお開き下さい。

No.24につきましては奄美市笠利町大字和野字有雲の1筆で1,673㎡の申請であります。

申請地は笠利町大字和野集落の旧道沿いに位置しております。

当該農地については現況において窪地で原野化していることから非農地証明願いを提出した次第です。

因みに先月同地区においても非農地承認された地番は隣になります。

続いてNo.25です。

67ページをお開き下さい。

No.25につきましては奄美市名瀬大字西仲勝字大平下原の1筆で991㎡の申請であります。

また、申請地につきましては平成30年の農地利用状況調査において非農地判断を決定した農地で、周りは雑木でおおわれていることから非農地証明願いを提出した次第です。

以上2件でございます。

(榮 会長代理)

議長

本案に対する担当調査委員による調査報告を求めます。

それぞれNo.24から順次担当調査委員から報告をお願いします。

5 番	<p>(朝 委員) 願出人の説明</p> <p>議案5 2号の非農地の認定についてNo.2 4について調査報告を致します。 9月2 3日午前9時頃、申請人の自宅を訪問し本人から話しを伺いました。 申請地は出入口が急坂で狭く、農業用機械の出入りや作物の搬出も容易でないため2 0年前以前から耕作していないとのこと。今後も耕作する予定はなく草木が生えているとのことでした。</p>
5 番	<p>(朝 委員) 土地の説明</p> <p>9月2 0日午前9時1 0分頃、岩元推進員、竹山主幹と3人で現地を確認しました。6 5ページをご覧ください。申請地は県道空港線と旧県道の間にあります。申請地な上側は先月、非農地証明の申請があった土地です。下側は県道の法面、右、左側は荒廃地となっています。6 6ページの写真をご覧ください。申請地は雑草と雑木が繁殖していました。 今後、農業を行うには困難な土地だと思います。 以上、報告致します。</p>
議長	<p>(榮 会長代理)</p> <p>No.2 5説明をお願いします。</p>
1 2 番	<p>(山田 委員) 願出人の説明</p> <p>非農地証明願いNo.2 5についての調査報告致します。 願出人と9月2 2日午後4時4 0分頃に電話にて聞き取りを致しました。 土地は奄美市名瀬西仲勝大字下原で面積が9 9 1㎡です。 現況も記載されていますとおりで、間違いありません。 願出人も農業をしていませんし、これからもするつもりもありませんとの事でした。 6 8ページから7 1ページに案内図、公図、現況写真等が添付されています。 以上、調査報告いたします。 ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
3 番	<p>(日高 委員) 土地の説明</p> <p>非農地証明願いNo.2 5についての土地の調査報告致します。 9月2 4日午前1 1時頃現地を調査しました。 現地までは川沿いの農道を進み車で行くことができましたが、かなり山奥に行ったところであります。 資料の写真にあるようにブロック塀後や鉄杭、灌水の立ち上げなど確認できましたが木やススキが生い茂り原野化していました。 再生するには相当の労力がかかると思います。</p>

平成30年の利用状況調査で非農地認定しているため、今回の申請も認定せざるを得ない土地です。
皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

(榮 会長代理)

議長

これから本案に対するNo.24～No.25の質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第52号 非農地の認定についてNo.24～No.25について審議の結果これを承認することに決定いたしました。

議長

《日程第5》

議案第53号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第53号 奄美市農業振興地域整備計画の変更について
72ページをお開き下さい。

今月の奄美市農業振興地域整備計画の変更について、軽微の変更1件、
除外が1件の申請であります。

申出書の内容につきましては農振の担当者であります名瀬総合支所
農林水産課 農政水産係 勇係長から説明のほどよろしくお願ひいたし
ます。

(勇 農林水産係長)

名瀬
農林水
産課

農林水産課 勇です。
今回の案件につきましてですが、軽微変更となる用途区分変更手続が1
件、個別の除外手続が1件の計2件となります。
では資料に基づき説明させていただきます。

まず件1、ナンバーは8であります。
申請地は奄美市笠利町大字万屋字中タケで地目は畑、申出面積は8㎡で
変更理由につきましては倉庫建設の為の用途区分変更の申出でありま
す。

当該土地は、市笠利支所から南東へ約4キロに位置し、集団性を有する
農振農用地区域内にございます。

申出理由としましては、休憩所などを兼ねた倉庫建設の為、用途区分変
更の申出であります。

軽微な変更でありますので、問題のない案件と判断いたしますが、
調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願
ひ申し上げます。

次に件2、ナンバーは9であります。
申請地は奄美市笠利町大字用安字大道で地目は畑で申出面積は4,138㎡で変更理由につきましては一般住宅建設の為、除外の申出であります。

当該土地は、市笠利支所から南へ約5.5キロに位置し、集落の後背地となっております。
集団性を有する現状の農振農用地区域内のはずれに位置し、市道と接しております。

担当としましては、除外には問題のない農地とは判断いたしますが、事前着工とまではいきませんが、農地の形状を変更した経緯が見られた為、現地で注意を申し上げました。
この点につきましては、始末書を提出して反省の意を示されているところでございます。

調査結果などを踏まえた会としてのご見解とご意見を頂戴したく、お願い申し上げます。

以上2件であります。皆さまのご審議をお願い致します。

議長

(栄 会長代理)

それではNo.8からNo.9について順次、担当調査委員による申出者、土地について調査報告お願いいたします。

12番

(山田 委員) 申出者の説明

74ページ、No.8の軽微変更認定申出書、として提出されています。
申出者の調査報告を致します。

9月21日午後3時頃、電話にて聞き取りを致しました。

奄美市笠利町大字万屋字中タケの面積が2,950㎡の内の8㎡の軽微の変更です。

利用目的は記載されているとおり、休憩所、資材置き場、農産物直売所を作るという事で間違いありませんとの事でした。

事業計画書、その他の必要書類も添付されています。

問題ないかと思えます。

以上、報告致します。

皆様方のご審議の程よろしくお願い致します。

11番

(栄 委員) 土地の説明

軽微変更認定申出書No.8の土地について調査報告致します。

9月24日午前9時30分頃、土地を確認致しました。

77ページをご覧ください。
土地は空港近くにあり整備された第1種農地です。
土地は抑制カボチャ栽培の準備が整っていました。申出人は農地法の知識がないまま、簡易な事前着工に至りました。
尚、土地の形質に変更はありませんでした。
軽微なため、周辺の農地への影響もなく問題ないものと思います。
ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 (栄 会長代理)

No.9の調査報告をお願いします。

10番 (土浜 委員) 申出者の説明

奄美市農業振興地域整備計画の変更除外No.9について調査報告を致します。
9月20日午前10時に現地にて話しを聞きました。
80ページにも書いてあるとおり同居中の長男家族のために家を建てたいとの事でした。

10番 (栄 委員) 土地の説明

笠利支所農林水産課の永田さん事務局の竹山さん、推進員の前田さんと一緒に現地確認をしました。
資料の84ページから88ページをご覧ください。
元々は谷底のような地形で中々農地として利用出来ず荒れた状況にあつたので入り口付近から土を入れて平らな状態を作っている所でした。
91ページの始末書を読みましたが農振除外もやむをえないと思います。
皆様方の、ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 (栄 会長代理)

それではNo.8～No.9まで質疑に入ります。

質疑はございませんか。

13番 (田中 委員)

No.9について、モニターを見ていると、なんか建物があるのですが、農業関係の建物なんですか

10番

(土浜 委員)

山を削ったようなかたちで、これは牛舎です。かなり古いです。潰れそうな何十年も前の牛舎です。

となりは古いビニールハウスです。昔、笠利町で作っていたときのソラマメをされていたときの申請人の父親がされていましたが、今は、もう父親は農業はできません。

申請人は建設業関係の仕事をしています。

申請地は山裾です。山を切り開いて、ひとつの建物を立て、あの下は沼です。昔の田んぼです。だから、とても農地としては現在、向きません。

全体として。最近は入り口あたりに本人が土を入れていますが、面積的に広く見えますが、本当、山で谷です。

すり鉢状態のところを本人が少しづつ土を入れて盛り上げて、入り口は盛り上げて平らにされている状態です。

ですから、とても農業ができる場所ではないです。

ここは30年前は農地とは思えない状態です。今は本人が土を入れているから少し平らな状態です。

すいません、うまく説明できなくて。

5番

(朝 委員)

変更申出の面積もおおきいのですが図面の配置図でどこが宅地とか添付しないでもいいのですか、どこをどうするか家屋の説明図はあるのですがこの土地の中で家屋、進入路、資材置き場、これ見ただけでは、どういう形で計画されているか、あんまりわかんないんですが。

名瀬
農林水
産課

(勇 農林水産係長)

申請資料には配置図は添付されておりますけれども、まだ、除外前の考え方でありまして、粗々な手書きの資料でしたので添付は控えさせていただきました。この後、変更があるかもしれないという事で、仮にですね、測量、建築業者の方に図面を発注したという事ですが、これがどうされるかは除外と県の許可を経て、先ほど土浜委員からの説明がありましたように谷底を埋めてこの三角状の土地をフラットにしないとどうしようもないとお聞きしておりますので、その点、ご理解の程よろしくお願ひ致します。

もう一点ですが頂いている仮の配置図上では一番手前の牛舎等が見える入口から降りた下の部分に邸宅を建築するという風に配置をされております。

議長

(榮 会長代理)

他に質疑等ございませんか

では、質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手にてお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第53号奄美市農業振興地域整備計画の変更による
No.8～No.9については、「適当」という意見を市長に答申することに
審議の結果決定いたしました。

《日程第6》

議案第54号、55号 奄美市農用地利用集積計画の合意解約と利用権設定の決定について議題といたします。

この議案に入る前に 3番、日高委員、13番の田中委員と4番の高山推進員の案件がありますので退出の程、お願いいたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案第54号 農用地利用集積計画の合意解約の決定について

議案第54号についてご説明いたします。

96ページの終期管理表をお開き下さい。

名瀬地区について3件3筆で面積は2,219㎡の解約となります。

内容につきましては管理表の2番は経営縮小に伴い解約となりました。

それに伴い1番が2番の農地を借りる事となり改めて契約を更新することとなりました。

3番につきましては奄美市の管理する促進ハウスの1年契約における解約となります。

促進ハウスにつきましては新規就農の方を優先することとなっており、また、3番の方については新規でハウスを整備したことから今回の促進ハウスの土地を解約となった次第であります。

続いて議案第55号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号についてご説明いたします。

102ページの総括表をお開き下さい。

総括表から名瀬地区については6件14筆で面積は12,135㎡、使用貸借と賃貸借契約するものであります。

内容についてご説明いたします。

総括表の1番については現在研修生であります。

卒業後、果樹支援対策事業導入に向け20年間、使用貸借するものであ

ります。

続いて2番から4番につきましては奄美市が所有する促進ハウスの契約であります。

契約期間が1年間で賃貸借契約でございます。

基盤強化法における契約期間に関しては問題ありませんが、今年度において地域計画を作成後は基盤強化法による利用権では契約が出来なくなるため、来年度以降の契約に関しては農地バンク法で対応できるよう農林水産課へ指導依頼いたしました。

5番に関しては通常の5年契約で賃貸借契約の更新でございます。

6番に関しては先程合意解約で説明したとおりの10年契約で使用貸借するものであります。

笠利地区については1件2筆で面積は1,375㎡、使用貸借で本来2年の契約でありましたが申請が遅延したため1年9ヶ月となった次第であります。

内容についてご説明いたします。

総括表の7番ですが、これは笠利営農センターの敷地内にあるサポートハウスを使用貸借するものであります。2筆に2人の契約となっておりますが、これは筆内に2人の使用するハウスがあるため、このような契約となりました。

続いて、住用地区については1件2筆で面積は754㎡、使用貸借で契約するものであります。

内容についてご説明いたします。

総括表の8番ですが、借り人と貸し人は兄弟であることから使用貸借の契約となりました。

契約期間の16年間につきましては国の事業であるイノシシ防護柵設置のため会計検査期間内までの契約年数となりました。

以上、内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを報告いたします
以上です。

議長

(榮 会長代理)

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第54、55号について承認することに決定し、その旨を市長に通知いたします。

日高委員、田中委員、高山推進員の入室を許可いたします。

《 日程第 7 》

議案第 5 6 号 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の賃貸借契約の決定について議題といたします。

それでは、事務局に議案の朗読及び説明を求めます。

(池 局長)

事務局

議案号 5 6 奄美市農用地利用集積計画中間管理機構賃貸借契約の決定について

続いて議案 5 6 号奄美市農用地利用集積計画、農地中間管理事業による賃貸借契約について 1 0 9 ページの名瀬地区、1 1 0, 1 1 1 ページの笠利地区の管理表をお開き下さい。

利用権の契約内容といたしましては名瀬地区が 2 件で面積は 2, 4 4 9 m²でございます。

また、笠利地区につきましては 2 2 件で面積は 2 0, 4 4 6 m²でございます。

その他、作物名などにつきましてはお目通しください。

以上です。

(榮 会長代理)

議長

これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件について承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

全員賛成であります。

よって、議案第56号、奄美市農用地利用集積計画中間管理機構の決定について、審議の結果これを承認することに決定いたしました。

以上で、本日に用意した議事日程は全て審議を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会

令和6年9月26日

奄美市農業委員会
会長 岸田 国広

署名委員 土浜 良二
署名委員 栄 和正
作成者 池 秀平